



高齢者・障害者等配慮設計指針
— 一点字の略語表記 —
事務機器の操作部

JBMIA-TR-16 : 2024

令和 6 年 12 月改正
(December, 2024)

一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
Japan Business Machine and Information System Industries Association
標準化センター
アクセシビリティプロジェクト

標準化センター アクセシビリティプロジェクト

(リーダー) (委員)	辻 圭 介	セイコーエプソン株式会社
	杉 山 美 穂	キヤノン株式会社
	黒 木 裕 文	京セラドキュメントソリューションズ株式会社
	坂 本 信 也	コニカミノルタ株式会社
	浜 田 太	コニカミノルタ株式会社
	太 田 賢 二	シャープ株式会社
	中 村 聖 吾	シャープ株式会社
	日 榮 克 真	シャープ株式会社
	田 行 一 成	セイコーエプソン株式会社
	萩 原 崇	東芝テック株式会社
	平 林 雅 夫	東芝テック株式会社
	中 村 新 一	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
	野 村 綾 菜	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社
	長 崎 正 道	株式会社リコー
	(TR-16改正担当)	鶴 田 勝 己
(事務局)	渡 辺 靖 晃	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

TR番号 : **JBMA-TR-16**

制 定 : 平成21年5月25日

改 正 : 令和6年12月23日

原案作成 : 標準化センター アクセシビリティプロジェクト 指標化G委員会

高齢者・障害者配慮設計指針 —点字の略語表記— 事務機器の操作部

Guidelines for the elderly and people with disabilities
—The abbreviation displays of Braille points—
Operating part on office equipment

序文

近年、高齢者及び障害のある人がより安全かつ円滑に移動ができるように、公共施設のバリアフリーに関する法律の整備が進んでいる。視覚障害者の分野では、公共的な施設・設備への点字表示について、点字自体の間違い及び不適切な表示を防ぎ、点字表示の統一が図れるよう **JIS T 0921** が制定された。また、視覚障害者の日常生活において、家電製品を含む様々な消費生活製品の操作部の点字表示を規格化した **JIS T 0921** が制定された。

この **TR** は、視覚障害者がオフィス業務において、視覚障害者が事務機器を安全かつ円滑に使用するための点字の略語表記の指針として作成したものである。

1 適用範囲

この規格は、事務機器で使用される視覚表示物、機器に点字を略語表記する場合について規定する。事務機器とは、複写機、複合機、プリンター、大判プリンター、広幅複写機、シュレッダーなどをいう。複合機とは、**JIS X 6910**の定義による。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

- JIS S 0011** 高齢者・障害者配慮設計指針—消費生活用製品における凸点及び凸バー
- JIS S 0012** アクセシブルデザイン—消費生活用製品のアクセシビリティ—般要求事項
- JIS T 9253** 紫外線硬化樹脂インキ点字—品質及び試験方法
- JIS T 0921** アクセシブルデザイン—標識、設備及び機器への点字の適用方法
- JIS X 6910** 事務機器—複写機・複合機の仕様書様式及びその関連試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

操作性

使用者が製品を間違いなく使用するための、操作のわかりやすさ及び操作のしやすさ

3.2

操作部

使用者が製品を操作するために直接力を加える部分及び、操作の仕方、操作方向、操作手順、製品の状態などを示す表示部分の集合体

3.3

墨字（すみじ）

鉛筆，ペンなどで書いたり印刷したりした文字

注釈1 視覚障害者の使用する“点字”に対して，点字ではない文字のことを指す。

3.4

凸記号

操作ボタンの識別に用いる凸点，凸バー

注釈1 凸処理をした図記号（凸図記号）とは区別して定義する。

4 点字の表示原則

点字の表示場所及び表記方法は **JIS T 0921** による。点字はいずれの場所に表示する場合でも，左から右に触読できるように配置する。操作部の点字の表示位置は，通常操作ボタンの左側又は上側とする。

ただし，製品の形状や特性，表示スペースなどの理由によってそれが困難な場合は，操作ボタンとの関係がわかるよう操作ボタンの近傍のわかりやすいところに表示する。

注記1 点字表示の表記方法は，日本点字委員会が発行する“日本点字表記法”に記載がある。

注記2 紫外線硬化樹脂インキによって製作する場合には，**JIS T 9253**で規定する品質とする。

5 略語表記

点字は，省略せずに表記することが望ましい。ただし，表示部分の面積が狭いなどの理由によってそれが困難な場合，略語表記を用いることができる。略語表記は，理解しやすさに配慮する。なお，略語表記の選定に当たっては，専門機関に相談することが望ましい。

5.1 略語表記する場合の配慮事項

- a) 二つ以上の単語が組み合わされた墨字の場合 伝える意味にふさわしい単語部分を選択して略語表記をすることができる。

- b) **単語の一部を用いる場合** 伝える意味にふさわしい文字を選択し、2マス以上で略語表記をする。ただし、濁音、半濁音、拗音、拗濁音、拗半濁音は3マス以上とする。
- c) **より短くわかりやすい同意義の単語に置き換えられる場合** 伝える意味を端的に表した略語表記をすることができる。

5.2 略語表記してはならない場合

- a) 略語表記は原則として1マス表記はしない。特に、凸点（凸記号）との区別が付かないため、“ア”および“ワ”のような1点の略語表記はしない。
- b) 同一操作部において、同じ略語を用いてはならない。

6 事務機器に関する点字表記

6.1 表記する場合の配慮事項

点字は、省略せずに表記することが望ましい。表示方法は **JIS T 0921** 従う。表示部分の面積が狭いなどの理由によってそれが困難な場合、略語表記を用いることができる。

6.2 略語表記する場合の配慮事項

製品分野共通の略語表記がある場合は、**表1**の共通表記を使用する。略語表記は、理解しやすさに配慮する。なお、略語表記の選定に当たっては、専門機関や点字を使用する当事者に相談することが望ましい。

表1-点字の略語表記一覧

No	グループ	墨字	全表記		略語表記				備考
			点字読み	点字表記	推奨1		推奨2		
					点字読み	点字表記	点字読み	点字表記	
1	共通	電源, オンオフ	デンゲン	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	デン	⠠⠠⠠⠠⠠⠠			
			オンオフ	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠		⠠⠠⠠⠠⠠⠠			
2	共通	入, オン	イリ	⠠⠠⠠⠠					
			オン	⠠⠠⠠⠠					
3	共通	切, オフ	キリ	⠠⠠⠠⠠					
			オフ	⠠⠠⠠⠠					
4	共通	スタート	スタート	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	スタ	⠠⠠⠠⠠	カイン	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	
5	共通	ストップ, 止める	ストップ	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	スト	⠠⠠⠠⠠	テイン	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	
			トメル	⠠⠠⠠⠠⠠⠠		⠠⠠⠠⠠			
6	共通	強	キョー	⠠⠠⠠⠠⠠⠠					
7	共通	弱	ジャク	⠠⠠⠠⠠⠠⠠					
8	共通	予約	ヨヤク	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	ヨヤ	⠠⠠⠠⠠			
9	共通	時間(時)	ジカン	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	ジ	⠠⠠⠠⠠			注記1
10	共通	分	ブン	⠠⠠⠠⠠					注記1
11	共通	取消	トリケシ	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	ケシ	⠠⠠⠠⠠			
12		リセット	リセット	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	リセ	⠠⠠⠠⠠			
13		クリア	クリア	⠠⠠⠠⠠⠠⠠	クリ	⠠⠠⠠⠠			

表3-一点字の略語表記一覧(続き)

No	グループ	墨字	全表記		略語表記				備考
					推奨1		推奨2		
			点字読み	点字表記	点字読み	点字表記	点字読み	点字表記	
26		節電	セツデン	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	セツデ	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠			
27		認証	ニンショー	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠	ニン ショ	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠			
28		USB	ユーエス ビー	⠠⠠⠠⠠⠠⠠⠠					
29		無線	ムセン	⠠⠠⠠⠠⠠					
30		ホーム	ホーム	⠠⠠⠠⠠⠠⠠					

7 点字表示に使用する材料

- 触読性が良好で手指を傷つけない表面形状とする。
- 点字部分が長時間の使用によって劣化したり破損したりしない素材を使用することが望ましい。
- 紫外線硬化樹脂インキによって製作する場合には、JIS T 9253 で規定する品質とする。

8 その他の配慮項目

- 点字表示する場合、製品企画・設計時に点字表示のスペースをあらかじめ考慮することが望ましい。
- 製品には、点字と誤認される形状の突起物などを設けないようにすることが望ましい。
- 左右どちらの手指でも触読できること。
- 触読に際し、機器が誤作動しないように配慮すること。

高齢者・障害者等配慮設計指針 一点字の略語表記— 事務機器の操作部

解説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規定の一部ではない。

1 制定の趣旨

財団法人家電製品協会(一般財団法人家電製品協会)は2006年3月に、“家電製品における操作性向上のための点字表示に関するガイドライン”を発行し、家電製品の操作部における点字表示に関しては、業界内でのルールは作成されていた。また、2008年5月に、国連では“障害者権利条約”が有効となった。

社団法人日本規格協会(一般財団法人日本規格協会)では、このような世界的な情勢を踏まえた上で、視覚障害者が利用する消費生活製品の利便性向上のため、消費生活製品の操作部の点字表示についての規格化を進め、JIS T 0921 (高齢者・障害者配慮設計指針一点字の表示原則及び点字表示方法—消費生活製品)を制定した。事務機器分野でも、視覚障害者が利用する事務機器の利便性向上のため、点字の略語表記をする場合の参考技術書を作成する必要がある。

2 制定の経緯

社団法人日本規格協会(一般財団法人日本規格協会)では、アクセシブルデザイン検討委員会の中に、点字表示の使用方法JIS原案作成委員会(消費生活製品)を設置して検討を行い、2009年3月にJIS T 0921の操作部として制定した。このTR原案作成においては、財団法人家電製品協会(一般財団法人家電製品協会)が発行した“家電製品における操作性向上のための点字表示に関するガイドライン”を基に、家電製品だけではなく、消費生活製品全般に共通になるように追加・修正を行った。この中で、議論になった部分は、視覚に障害のある人を対象にアンケート調査を行い、この調査結果から判断している。

3 略語表記

製品の操作部に点字表示する場合は、省略せずに表記することが望ましいが、スペース上の都合から、墨字と同じ言葉を点字表示することが難しい場合がある。限られた面積に点字表示する場合、言葉を省略することでより多くの情報が点字表示できるため、以前から略語を使用している。しかし、同一の語句でもその略語自体が異なっているなど統一はされておらず、点字表示の使用方法JIS原案作成委員会(消費生活製品)が行なったアンケート結果からも、略した言葉が分かりづらいという回答が多かった。これを受けて、あくまでも省略しないことを前提とした上で、略語表記推奨一覧を作成し、略語表記の例を掲載することとした。この点字表記推奨一覧においては、表記の際、略語表記の優先順位の高いほうから“推奨1”及び“推奨2”とし、同一操作部に“推奨1”が使用されている場合は、“推奨2”を表記する。

この一覧表に記載したのは、JIS T 0921の一部及び現在事務機器の中で一般的に使用されている用語を略語にしたものである。新しく採用する用語を略語表記する場合は、視覚に障害のある人たちにとって理解しやすいものであるか、点字の専門家や点字を使用する当事者に確認してもらう必要がある。

4 今回の改正の趣旨

今回の改正にあたり、国内最大規模の社会福祉法人日本点字図書館にて、本TRの必要性などの聞き取りを実施した。ヒアリングでは、当事者が事務機器の操作部へ点字をつける際、本TRが拠り所になり選択肢の一つとして提供ができるなど、改正の有用性を確認できた。また今回追加した点字の略語表記選定や点字読みなどに関して、理解のしやすさに配慮するため、日本点字図書館の有識者と連携し相談しながら進めた。